

## 白井市若い世代定住促進支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、大学等の進学時から就職時における若い世代の転出を抑制し、定住を支援するため、金融機関等から教育資金に係る貸与又は融資を受けた者で大学等の卒業等をした後も引き続き白井市に定住するものに対して、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則(平成元年規則第10号)及びこの要綱に基づき、若い世代定住促進支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関等 日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、日本学生支援機構その他市長が適当と認める機関をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程をいう。
- (3) 学生 大学等に在学している者をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

### (支援対象者の要件)

第3条 支援金の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者で大学等の在学中に支援対象者として市長の認定を受けたものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 大学等に在学していること。
- (3) 28歳以下で大学等を卒業する見込みであること。
- (4) 白井市に定住する意思を有すること。
- (5) 金融機関等から大学等に係る教育資金の貸与を受けている学生であること又は保護者が金融機関等から受けた大学等に係る教育資金の融資の対象となる学生であること。

(支援対象者の認定)

第4条 支援対象者の認定を受けようとする者は、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類により確認する事項について、申請者の同意に基づき市長が公簿等によって確認ができるときは、当該書類の添付を省略できる。

- (1) 現住所を確認できる書類
- (2) 大学等に在学していることを確認できる書類
- (3) 教育資金に係る貸与又は融資を受けていることを確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定(不認定)通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(支援対象者の認定の辞退等の届出)

第5条 前条第2項の規定により支援対象者の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに白井市若い世代定住促進支援金支援対象者辞退届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退するとき。
- (2) 市外へ転出するとき。
- (3) 認定の対象である教育資金の全部の返済が免除されるとき。

(支援対象者の認定の取消し)

第6条 市長は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(支援対象者の認定内容の変更)

第7条 認定者は、第4条第2項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更申請書(別記第6号様式)に、市長が必要と認める書類を添

えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更承認(不承認)通知書(別記第7号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 認定者は、第1項の規定にかかわらず、転居した場合又は氏名若しくは電話番号を変更した場合は、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更届出書(別記第8号様式)により届け出るものとする。

(交付要件)

第8条 支援金の交付を受けることができる者は、認定者のうち第10条の規定による申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4条第2項の規定による認定を受けたときから引き続き、市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 現に就労していること。
- (3) 申請をする日の属する年度の年度末において、年齢が30歳以下であること。
- (4) 本要綱に定める支援金と同種の助成・補助等を受けていないこと。
- (5) 認定の対象である教育資金の返済を滞納していないこと。
- (6) 認定者(第3条第5号に掲げる融資の場合は、保護者を含む。)が、市民税等を滞納していないこと。
- (7) 白井市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の額及び交付対象期間)

第9条 支援金の額は、次条の規定による申請をする日の属する年度の前年度において、認定の対象である教育資金を返済した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、80,000円を限度とする。

- 2 支援金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、就労した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(交付申請)

第10条 支援金の交付を受けようとする者は、対象期間の毎年度7月1日から翌年1月31日(その日が白井市の休日を定める条例(平成元年条例第19号)第1条第1項に規定する市の休日(以下この条において「休日」という。))に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までの間に、白井市若い世代定住促進支援金交付申請書兼請求書(別記第9号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第4号に掲げる書類により確認する事項について、申請者の同意に基づき市長が公簿等によって確認ができるときは、これらの書類の添付を省略できる。

(1) 現住所を確認できる書類

(2) 就労証明書(別記第10号様式)

(3) 認定の対象である教育資金の前年度の返済額を確認できる書類

(4) 認定者(第3条第5号に掲げる融資の場合は、保護者を含む。)の  
市民税等の納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白井市若い世代定住促進支援金交付(不交付)決定通知書(別記第11号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することを決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが適当ではないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消すときは、白井市若い世代定住促進支援金交付決定取消通知書(別記第12号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、白井市若い世代定住促進支援金返還命令書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日をもってその効力を失う。ただし、この告示の失効までに第4条第2項の規定により支援対象者として認定を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、改正前の白井市若い世代定住促進支援金交付要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。